

＜主催者挨拶＞

中山氏：従来から特許法研究の本丸は権利の発生・活用・侵害・消滅等々の法解釈の研究にありました。しかしながら、社会の複雑化、市民の意識の変化、途上国の台頭、なかんずく特許法の有している社会的機能の変化、すなわち特許法の対象の拡大あるいは企業活動のグローバル化等によりまして、特許制度の外のさまざまな価値と特許法、特許権との関係が深まってまいりまして、従来の特許法の研究の枠を超えた研究が必要となつてまいりました。そのような認識の下で明治大学知的財産法政策研究所といたしましては、高倉教授の下で科研費の事業といたしまして「特許制度の法目的と公共政策上の多面的価値の研究」を行つてまいりました。今日のシンポジウムもその一環でございます。特に環境・開発にテーマを絞つて討論を行いたいと思つております。そのようなテーマでございますと、特に官の役割が大きくなってまいりまして、今日は関係する各官庁の方々を中心にご登壇いただきまして議論をちょうだいする予定になっております。このような試みはわが国におきましては極めてまれなことであろうと思つております。したがいまして、その成果というものが期待できるわけでありませう。

本日ご登壇いただきます方々並びにご多忙中お集まりいただきました皆様方に感謝の言葉を申し上げて私の挨拶としたいと思います。ありがとうございます（拍手）。